

JV(共同企業体)により本プロポーザルに参加する場合の留意事項

「東峰村買い物支援拠点施設基本・実施設計業務」プロポーザル実施要領の「1(6) 参加資格」に規定する要件を満たす事業者が複数集まって共同して(JV を組み)、本プロポーザルに参加する場合は実施要領に定める参加表明書及び企画提案書の作成にあたっては、次の事項に留意すること。

- 1 参加表明書(様式1)は、構成員ごとに作成すること。併せて、当該業務を JV により受託する意思を明確にした覚書等(JV の名称、契約当事者となる幹事社及び構成員の記名押印した書面であること)を作成し、提出すること。
- 2 プレゼンテーションに当たっては、JV(共同企業体)を 1 社とみなし、出席者は実施体制に関する業務責任者、若しくは担当者を含めて 3 名以内とする。また、出席者のなかには幹事社の担当者を含めること。